

# 地方公会計整備のスケジュール

平成19年度			平成20年度			平成21年度			
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月	
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 (地方公共団体との意見交換)	(平成20年度予算編成)	○ 指標の公表に係る規定の施行 (公布後1年以内)	● 19年度決算に基づく指標の公表		○ 計画策定義務等に係る規定の施行	● 財務書類4表の整備	○ 20年度決算に基づく指標の公表	○ 財政再生計画を策定 (平成21年度内) 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block; border: 1px solid black;">                     早期の財務書類の整備                 </div>									

# 地方の公会計整備の取組み

	地方	国
平成12年	3月 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」 報告書 ・普通会計バランスシートの作成モデルを公表	
	10月	「国の貸借対照表(試案)」 ・「国の貸借対照表作成の基本的考え方」をとりまとめ、平成10年度決算分より公表
平成13年	3月 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」 報告書 ・行政コスト計算書、各地方公共団体全体のバランスシートの作成モデルを公表	
平成16年	6月	「省庁別財務書類の作成基準」(財政制度等審議会)
	10月	「省庁別財務書類(14年度決算分)」を公表
平成17年	9月 「地方公共団体の連結バランスシート(試案)」 ・公社・第3セクター等を含めた連結バランスシートの作成モデルを公表	「国の財務書類(15年度決算分)」を公表 ・国のフローとストックの財務情報を作成
平成18年	3月 全都道府県・政令市で「連結バランスシート(試案・16年度決算分)」を公表	
	5月 「新地方公会計制度研究会」報告書公表	
	6月	「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」 (財政制度等審議会)
	7月 「新地方公会計制度実務研究会」発足	
	8月 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」総務事務次官通知 ・取組状況や団体規模に応じ、3年後ないし5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示を要請	

# 公会計の整備を検討すべき背景

- 1 行政の信頼の確保と情報開示の徹底
- 2 地方分権の推進
  - ・ 地方分権改革推進法、地方分権改革推進委員会
- 3 夕張市問題と個々の地方公共団体の財政状況に対する注目
- 4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の成立
- 5 地方公共団体及びその外郭団体に対する金融機関の目線の変化
- 6 資産・債務改革

# 公会計整備の意義

- 1 現金主義による会計処理の補完
  - ・見えにくいコストの明示、正確なストックの把握、将来の住民負担に対する意識
- 2 公社・3セク等との連携を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握
- 3 コスト分析と政策評価への活用
  - ・事業別、施設別の財務書類を用いた検討
- 4 資産・債務改革への対応
  - ・平成21年度夏までを目途に具体的施策を策定

# 現金主義による会計処理の補完

現金主義の意義：分かりやすい資源配分  
しかし、見えにくいコストも存在

- ・次世代に引き継ぐ資産は？
- ・将来職員が退職する場合の負担は？
- ・債務超過している宅地造成事業の債務は？
- ・損失補償している公社・3セクの債務は？

- ・経常的な行政サービスにかかったコストは？
- ・受益者負担でどれほどコストが賄われたか？

- ・経常的経費や投資的経費の財源は？
- ・年間での資金の変動は？

- ・資産がどのように変動したのか？
- ・資産はどのような財源で形成されたのか？

貸借対照表

行政コスト計算書

資金収支計算書

純資産変動計算書